

であり、今回の[]でその是正を求める。

(7) また、保護停止の際には停止期間をあらかじめ定める必要があるが、請求人は法第26条に基づく保護の停止又は廃止の通知書を受け取っていない。したがって、停止期間の通知も受け取っていない。

(8) 処分庁は、[]に請求人が保護の申請を行ったときに[]に扶養義務調査を行い、[]は回答している。処分庁は、それからわずか[]に再び[]に調査を行っている。これは今回の抗議に対する嫌がらせではないか。

第2 処分庁の主張

処分庁は弁明書により本件審査請求のうち、本件処分1の部分については却下を求め、本件処分2の部分については棄却を求めている。その理由の要旨は、下記のとおりである。

1 本件処分1について

本件処分1については、請求人が[]に処分庁へ来所した際、請求人に保護決定(変更)通知書を手渡している。請求人は生活保護廃止に伴い、同日、国民健康保険担当課に国民健康保険の加入手続きを行っている。その添付資料として請求人が提出した保護決定(変更)通知書の写しが添付されている。よって、請求人が生活保護の廃止決定を[]に知ったことは明らかである。そのため、本件審査請求は請求人が処分を知った日の翌日から起算して60日以上を経過している。したがって、本件審査請求のうち、本件処分1の部分について却下するとの裁決を求める。

2 本件処分2について

請求人が[]に受領した[]は、次官通知第8-3-(2)-エ-(2)の「保険金その他の臨時収入」に該当すると解される。しかし、[]及び[]に処分庁はケース診断会議を実施し、次の理由により収入として認定しないものには該当しないという結論に至った。その理由は、[]を購入する費用については、[]購入費及び[]購入費を支給していること、さらに、これらは局長通知第8-2-(4)により示されている直ちに生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるものとはいえないためである。

したがって、本件処分2は妥当であるものと思慮し、本件審査請求のうち、

本件処分2の部分について棄却するとの裁決を求める。

第3 請求人の反論

請求人は反論書において次のとおり主張している。

- 1 本件審査請求の提起のため、審査請求書を処分庁に持参したが受け取り拒否された。このような法自体に対する認識の甘さやモラルの欠如とも受け取れる行動をする集団が法に従った正しい裁決をしているとは思えない。したがって、ケース診断会議を行っていることは理由にならない。
- 2 本件で問題となっている[]は、当時の担当者が[]
[] ことに端を発したものである。そのとおり[] 以
上、[]
[]
- 3 また、[]は収入ではなく、[]、[]
[]。[]である以上、まずは自立更生費用が収入から
除外されるべきである。[] の収入からの除外を認定する
べきである。
- 4 労働による収入であっても月8千円の自立更生費が認められる。この[]
は、[] によって手にした[]
[]である。したがって月数分×8千円は最低限収入からの除外の認定がされ
るべきである。
- 5 本件処分1について、ケースワーカーから口頭で保護の停止を告げられてい
る。ところが決定通知は届いておらず、なおかつ弁明書に同封されていた決定
通知書では廃止となっている。これは後からつじつま合わせに発行したもので
はないか。国民健康保険でわかるという問題ではなく、明らかな不正の問題で
ある。処分庁のコンプライアンスに対する意識に疑義を生じさせる問題であ
る。
- 6 処分庁が国民の信頼に対して平然と裏切り、裏切りに対して偽装を行ってい
ることは明白である。したがって、本件処分は無効であり、[]
[] なおかつ[] としての金
員を認めるべきである。

第4 当庁の認定事実

調査したところ、次の事実が認められる。

- 1 請求人は、[redacted] から生活保護を受給していたこと。
- 2 請求人は [redacted] (以下「前住居」という。) に居住していたこと。
前住居は [redacted] に火災となり、請求人は被害を受けたこと。
- 3 処分庁は、[redacted]、[redacted] によって失った布団類、被服費として [redacted] 円及び家具什器費として [redacted] 円を請求人に支給することを決定し、請求人に通知したこと。
- 4 請求人は、前住居の [redacted] に伴う [redacted] 円を受領し、[redacted] に処分庁へ収入申告書を提出したこと。
- 5 処分庁は、以下を内容とする本件処分1を決定し、[redacted] 付けの決定通知書を平成 [redacted] に請求人へ渡していること。
 - (1) 法第63条により [redacted] 円の返還を求める。
 - (2) 収入認定による保護費の過支給額 [redacted] 円の返納を求める。
 - (3) 請求人の生活保護を [redacted] 付けで廃止する。
- 6 請求人は [redacted] に [redacted] の国民健康保険担当課に国民健康保険被保険者異動届を提出していること。提出した異動届には請求人の保護決定(変更)通知書の写しが添付されていること。
- 7 請求人は、[redacted] から再び生活保護を受給したこと。
- 8 請求人は、前住居の大家に対して [redacted] を申し立て、[redacted] に [redacted]
- 9 請求人は、[redacted] 円を受領し、[redacted] に処分庁へ収入申告書を提出したこと。
また、併せて当該収入から [redacted] の控除

を求める保護変更申請書を処分庁へ提出したこと。

保護変更申請書には、[]及び[]の見積書が添付されていたこと。また、[]は、見積書等内訳の添付はなかったこと。処分庁は、請求人に[]の見積書の提出が必要である旨を伝えたこと。

1 0 処分庁は、[]にケース診断会議を実施し、次のとおり決定したこと。

- (1) []は、前住居からの転居日である[]から相当期間経過しているため自立更生費には該当しない。
- (2) []については、居宅生活費から購入することとなるため、自立更生費には該当しない。
- (3) []については請求人が支払うことが真にやむを得ないと認められるため、自立更生に当てられるものとし、収入として認定しないものとする。

1 1 []、処分庁は、[]について、作業日を変更した見積書を請求人から受理したこと。

また、[]については、[]が処分の過程で行ってくれるため、別途費用は生じないことを請求人から聴取したこと。

1 2 処分庁は、[]の保護開始以降、請求人に支払った扶助費を次のとおり計算し、合計額[]円を資力発生日以後に支給した額として認定していること。

| | 生活扶助 | 住宅扶助 | 合計 |
|-----------|------|------|------|
| 平成[]年[] | []円 | []円 | []円 |
| 平成[]年[] | []円 | []円 | []円 |
| 平成[]年[] | []円 | []円 | []円 |
| 平成[]年[] | []円 | []円 | []円 |
| 合計 | []円 | []円 | []円 |

そして処分庁は、[]、解決金等[]円から家財処分料[]円を控除した[]円について、法第63条により請求人に返還を求める本件処分2を決定したこと。

また、処分庁は本件処分2について、[]付けの決定通知書を作成し、請求人に渡していること。

1 3 処分庁が[]から本件処分2を行うまでに請求人に支給し

5 また、この収入として認定しない額については、局長通知第8-2-(4)において、災害等による補償金、保険金のうち、「直ちに生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるものに限る」とされている。

6 自立更生のための用途に供される額（以下「自立更生費」という。）については、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）問第8の40において認定基準が示されている。

その答（1）において、「被保護者が災害等により損害を受け、事業用施設、住宅、家具什器等の生活基盤を構成する資産が損われた場合の当該生活基盤の回復に要する経費」を自立更生費として認めることとされている。

7 以上の見地から、本件審査請求について判断する。

(1) 本件処分1について

請求人は、上記第1-2-(7)のとおり、保護の停止又は廃止の通知書を受け取っていない旨を主張している。一方、処分庁は、上記第2-1のとおり、[REDACTED]に請求人が処分庁へ来所した際に保護決定（変更）通知書を手渡した旨を主張し、争いがある。

しかしながら、上記認定事実第4-6のとおり、請求人が[REDACTED]に提出した国民健康保険被保険者異動届には請求人の保護決定（変更）通知書の写しが添付されている。したがって、処分庁の主張どおり、請求人は[REDACTED]に保護決定（変更）通知書を受領したと考えるのが妥当である。

以上から、請求人が本件処分1を知ったのは、[REDACTED]と認められる。また、審査庁が本件審査請求を受理した日は、[REDACTED]である。したがって、本件審査請求のうち本件処分1については、上記第5-1のとおり行政不服審査法第14条で定められた期間を経過している。また、審査請求書及び反論書の記載内容からは上記第5-1の「天災その他やむを得ない理由」があったとは認められない。

よって、本件審査請求のうち本件処分1については、審査請求期間を経過しており不適法である。

(2) 本件処分2について

審査請求書及び反論書より、本件処分2についての請求人の主張の趣旨は次のとおりと解される。

請求人が受領した[REDACTED]のうち、請求人が自立更生に要する

費用については、保護費の返還額から除かれるべきである。

以下、この点について検討する。

上記第5-2のとおり、保護は、生活に困窮する者がその利用し得る資産を、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われることが、法に規定されている。

また、上記第5-3のとおり、法第63条は「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。上記第4-8及び9のとおり、請求人は[]と[]が成立し、[]を受領している。したがって、[]が成立した時点において、請求人は[]の資力を有していたと認められる。このような場合、[]を受領した際には、法第63条による保護費の返還義務が生じることになる。

本件処分2について、処分庁は上記第4-12のとおり、保護開始日を資力が発生した日としている。保護開始前の災害等による補償金、保険金等であれば保護開始時より資力があるものと認定することになる。しかしながら、請求人が受領したのは上記第4-9のとおり、前住居の退去に伴い[]である。このような場合は、[]の請求権が確定した時点から資力が発生したと考えるべきである。そのため、処分庁の資力が発生した日の認定には誤りが認められる。ただし、上記第4-12及び13に基づき、資力が発生した[]以後に処分庁が支給した額を計算すると、生活扶助[]円、住宅扶助[]円及び医療扶助[]円を合わせた額は[]円となる。この額は、処分庁が本件処分2により返還を求めた[]円を超えているため、返還額に誤りは生じない。

また、法第63条の返還決定に当たっては、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合には、一部の額を要返還額から控除して決定することも考慮されるべきである。

具体的には、上記第5-4の次官通知第8-3-(3)に該当するものについては、上記第5-5の局長通知第8-2-(4)に基づき自立更生費が認められるかどうかを検討するべきである。そして、上記第5-6の課長通知問第8の40に示された認定基準により検討した結果、保護の実施機関が必要と認めた自立更生費は、要返還額から控除されるべきである。

本件処分について、請求人は、上記第4-9のとおり、[redacted] [redacted] 控除すべき費用として処分庁に申請している。さらに、上記第3-3及び3-4のとおり反論書において、慰謝料及び就労に伴う経費を収入認定から除外するべきとしている。

処分庁は、上記第4-12のとおり、請求人から申請のあった費用のうち、[redacted]のみ自立更生費と認定し、[redacted]は、自立更生費とは認められないとしている。

自立更生費とは認められないとした費用のうち、まず[redacted]について検討する。上記第4-10-(1)のとおり処分庁は、ケース検討会議において、転居日である[redacted]から相当期間経過しているため自立更生費とは認められないと判断している。しかし、請求人が控除を求めた[redacted]は、転居時に要した費用ではなく、[redacted]であると認められる。したがって、転居日から相当期間経過していたとしても、その[redacted]が、上記第5-6の基準に照らし、自立更生に役立つのであれば、自立更生費として認められるべきものである。ただし、この[redacted]は、上記第4-11のとおり、請求人が、[redacted]を依頼した業者に[redacted]を併せて依頼できたことにより、認定する必要性が無くなっている。このことから、処分庁が[redacted]は自立更生費にあたらな

いとすることは、本件処分2を取り消すべき理由とは認められない。

次に、[redacted]について検討する。上記第4-10-(2)のとおり処分庁は、ケース検討会議において、これらは居宅生活費から購入することとなるため、自立更生費には該当しないと判断している。また、上記第2-2のとおり、処分庁は弁明書において、[redacted]を支給していることを自立更生費として認定できない理由としている。さらに、これらは局長通知第8-2-(4)により示されている直ちに生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるものとはいえないことを理由としている。

処分庁は、上記第4-3のとおり、請求人に[redacted]を支給していると認められる。さらに、控除額は、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度に限られるべきである。しかし、局長通知第8-2-(4)の「収入として認定しない額」の認定基準として示されている課長通知問第8-40の答(1)によれば、上記第5-6のとおり「生活基盤の回復に要する経費」は自立更生費として認められるものである。したがって、既に[redacted]を支給していることや、一般に衣類や家具は居宅生活費から購入すべきであることをもって自立更生費ではないとは判断できない。自立更生費の必要性は、請求人の受けた被害状況や生活基盤の回復状況を調査し、実際に購入する品目ごとに個別具体的に検討して判断すべきものである。

処分庁は、本件処分2の決定にあたり、このような調査、検討を行っているとは認められない。

なお、上記第4-9のとおり、請求人が提出した保護変更申請書には具体的に控除を求める[]の内容が記載されていない。請求人が主張する[]という品目だけで控除の適否を決定することは困難である。処分庁はこの点について、上記第4-9のとおり、請求人から見積書の提出を求めたことが認められるが、請求人から提出はされていない。そして、処分庁は請求人から提出がない状態で自立更生費とは認められないと判断し、請求人に通知をしている。この点について、処分庁の判断は拙速であったと認められる。

次に、請求人が反論書で求めている[]及び[]を収入認定から除外するべきという点について検討する。請求人が受領した金額が、[]であるとしても、その用途が自立更生にあてられた費用と認められなければ、収入認定から除外するべき理由はない。また、本件処分2において請求人が受領した金額は、上記第4-9のとおり調停成立に伴う解決金等であり、就労で得た収入ではない。よって、請求人の主張には理由がない。

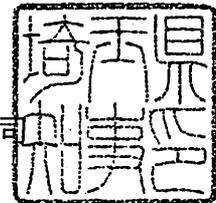
第6 結論

以上検討したとおり、本件審査請求のうち、処分庁が行った本件処分1については行政不服審査法第40条第1項の規定により主文のとおり裁決する。

また、処分庁が行った本件処分2については、行政不服審査法第40条第3項の規定により主文のとおり裁決する。

平成25年11月20日

審査庁 埼玉県知事 上田 清



教 示

この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。

ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした[]を被告として決定の取消しの訴えを、あるいは埼玉県を被告としてこの裁決の取消しの訴えを提起することができます。この場合、訴訟において[]を代表する者は[]、埼玉県を代表する者は埼玉県知事です。

ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。